

第92回定時株主総会 招集ご通知

開催日時：平成27年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所：神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館



日産車体株式会社

(証券コード7222)

目次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	8
連結貸借対照表	20
連結損益計算書	21
連結株主資本等変動計算書	22
連結注記表	24
貸借対照表	28
損益計算書	29
株主資本等変動計算書	30
個別注記表	32
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	40
会計監査人の監査報告書 謄本	41
監査役会の監査報告書 謄本	42
株主メモ	44
主要製品の紹介	45

(証券コード 7222)
平成27年6月5日

株 主 各 位

神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社
取締役社長 渡 辺 義 章

第92回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館 |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の監査結果報告の件第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役全員任期満了につき5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissan-shatai.co.jp/IR/NEWS/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案し、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当を含めました当事業年度の年間配当は、前事業年度と同様に1株につき9円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円50銭
総額665,687,835円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことから、これに対応するため、定款第31条第2項及び同第39条第2項を変更するものであります。

なお、定款第31条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第31条 ①<条文省略> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第32条～第38条 <条文省略></p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 ①<条文省略> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 ①<現行どおり> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第32条～第38条 <現行どおり></p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 ①<現行どおり> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役全員任期満了につき5名選任の件

現在の取締役全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	わた なべ よし あき 渡 辺 義 章 (昭和27年9月5日生)	昭和52年 4月 日産自動車株式会社入社 平成16年 4月 同理事、追浜工場長 平成18年 4月 同常務執行役員 平成21年 4月 当社顧問 平成21年 6月 同取締役社長 現在に至る (当社における担当) 内部監査室担当 (重要な兼職の状況) 日産車体九州株式会社取締役社長	17,500株
2	みず ぬま まさ し 水 沼 正 史 (昭和29年9月18日生)	昭和53年 4月 日産自動車株式会社入社 平成19年 4月 同車両生産技術センター長 平成20年 4月 同車両技術部長 平成21年 4月 同車両生産技術統括部長 平成23年 4月 当社常務執行役員 平成23年 6月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る (当社における担当) 生産部門統括、安全環境部・生産統括部・湘南工場担当	4,600株
3	さき た ゆう ぞう 崎 田 有 三 (昭和29年7月23日生)	昭和55年 4月 日産自動車株式会社入社 平成16年 4月 日産テクニカルセンターノースアメリカ会社副社長 平成21年 4月 当社LCV車両開発部長 平成21年 8月 同執行役員 日産自動車株式会社LCV製品開発本部長、LCV事業本部ものづくり本部長兼務 平成24年 4月 当社常務執行役員 平成24年 6月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る (当社における担当) 開発部門統括、開発統括部・プロジェクト技術統括部・特装開発部・実験部担当、商品保証本部長委嘱	7,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	はま じ とし かつ 濱 地 利 勝 (昭和32年11月7日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成18年 4月 同経営管理部計画推進室長 日産自動車株式会社関係会社管理部主管兼務 平成20年 4月 当社理事、経営管理部長 平成22年 4月 同執行役員 平成24年 6月 同取締役兼執行役員 平成27年 4月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る (当社における担当) 管理部門統括、経営管理部・人事部・秘書室・経理部・原価管理部・特装業務推進部担当 (重要な兼職の状況) 日産車体マニュファクチャリング株式会社取締役 株式会社オートワークス京都監査役	6,500株
5	おお き よし ゆき 大 木 よし 幸 (昭和36年4月27日生)	昭和59年 4月 神奈川中央交通株式会社入社 平成18年 6月 同事業開発部長 平成20年 6月 同取締役事業開発部長 平成21年 6月 同取締役事業部長 平成22年 5月 同取締役経営企画部長 平成23年 6月 当社監査役 平成24年 6月 同取締役 現在に至る 平成25年 6月 神奈川中央交通株式会社常務取締役経営企画部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 神奈川中央交通株式会社常務取締役経営企画部長 株式会社神奈中アカウンティングサービス取締役社長	4,100株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大木芳幸氏は、社外取締役候補者であります。

3. 大木芳幸氏を社外取締役候補者とした理由は、現在当社の社外取締役を務めており、当社経営に対して有益なご意見をいただいていることに加え、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役としてふさわしいと判断したためであります。

4. 大木芳幸氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

5. 大木芳幸氏は、原案どおり選任された場合、引き続き株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。

6. 当社は、大木芳幸氏の間で定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。本総会において原案どおり同氏の再任が可決され、かつ第2号議案 定款一部変更の件が原案どおり可決された場合、当社と大木芳幸氏は、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を更新する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

①取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役三武良光、湧井敏雄の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、監査役蛸島眞夫氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、江崎浩一郎氏は監査役蛸島眞夫氏の補欠として選任をお願いするものでございます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	江崎 浩一郎 (昭和27年1月25日生)	昭和49年 4月 当社入社 平成19年 4月 同理事、湘南工場長 平成20年 4月 同執行役員、湘南工場長 平成22年 4月 同執行役員 日産車体九州株式会社常務取締役兼務 平成24年 4月 株式会社オートワークス京都取締役社長 平成27年 4月 同顧問 現在に至る	11,000株
2	湧井 敏雄 (昭和24年4月6日生)	昭和47年 4月 株式会社横浜銀行入行 平成11年 4月 同執行役員金融市場部長 平成14年 6月 株式会社浜銀総合研究所取締役副社長兼研究理事 平成16年 3月 株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル 専務取締役 平成16年 6月 横浜魚類株式会社監査役 平成20年 6月 日鍛バルブ株式会社監査役 平成22年 6月 株式会社浜銀総合研究所監査役 平成23年 5月 社団法人神奈川経済同友会専務理事 現在に至る 平成24年 6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般社団法人神奈川経済同友会専務理事 株式会社有隣堂監査役	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	い 井 うえ 氏 いづみ 泉 (昭和23年7月17日生)	昭和47年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成14年 6月 同取締役コンプライアンス部長 平成15年 6月 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員 平成17年10月 東日本高速道路株式会社監査役(常勤) 平成22年11月 同顧問 平成23年 6月 株式会社ネクスコ東日本リテイル顧問 平成25年 4月 株式会社ジャパンリスクソリューション取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ジャパンリスクソリューション取締役社長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 湧井敏雄、井上泉の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 湧井敏雄、井上泉の両氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、当社の社外監査役としてふさわしいと判断したためであります。
4. 湧井敏雄氏は、現に当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
5. 湧井敏雄、井上泉の両氏は、原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定でありません。
6. 当社は、湧井敏雄氏との間で定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。本総会において原案どおり同氏の再任が可決され、かつ第2号議案 定款一部変更の件が原案どおり可決された場合、当社と湧井敏雄氏は、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を更新する予定であります。また、江崎浩一郎、井上泉の両氏につきましても、本総会において原案どおり両氏の選任が可決され、かつ第2号議案 定款一部変更の件が原案どおり可決された場合、当社と両氏は、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

(添付書類)

事業報告 (自 平成26年4月 1 日 至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のがわが国経済は、政府や日銀による経済政策、金融緩和の効果が継続したことにより、緩やかな回復傾向で推移いたしました。海外では、引き続き米国景気が好調に推移した一方で、新興国経済の減速などにより先行き不透明な状態が続いております。

このような経済情勢の下、当社が日産自動車株式会社から受注しております乗用車は、輸出向け「パトロール (Y62)」の増加、国内向け「エルグランド」や輸出向け「クエスト」の減少などにより、前連結会計年度に比べ売上台数は0.3%減の91,120台、売上高は1.7%増の2,681億円となりました。

商用車は、「NV350キャラバン」の増加などにより、前連結会計年度に比べ売上台数は4.4%増の85,172台、売上高は3.0%増の1,302億円となりました。

小型バスは、「シビリアン」の減少などにより、前連結会計年度に比べ売上台数は1.3%減の19,394台、売上高は5.0%減の394億円となりました。

以上の結果、前連結会計年度に比べ自動車の総売上台数は1.6%増の195,686台となり、自動車部分品などの売上高減少を加えた総売上高は0.2%増の4,753億円となりました。

損益面では、売上台数の増加等により、前連結会計年度に比べ営業利益は1.7%増の103億円、経常利益は当社湘南工場第1地区の売却区域の解体・更地化工事が終了したことによる撤去費用戻入額の計上11億円などにより、10.6%増の110億円となりました。また、当期純利益は、同じく湘南工場第1地区の売却利益142億円などにより、前連結会計年度に比べ133.4%増の156億円となりました。

品目別売上の状況

品 目	台 数 (台)	金 額 (百万円)	対前連結会計年度比 (%)
乗 用 車	91,120	268,120	1.7
商 用 車	85,172	130,222	3.0
小 型 バ ス	19,394	39,485	△5.0
自 動 車 部 分 品 等	—	37,539	△12.0
合 計	195,686	475,367	0.2

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は約55億円で、マイナーチェンジによる商品力強化、生産設備の合理化、厚生施設の改善、環境改善など諸設備の充実強化に努めました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2011年度に現在の中期経営計画をスタートし、「QCT総合力で世界のベンチマーク工場となる（日産車体九州）」、「多車種少量生産車のフレキシブル生産拠点となる（湘南工場）」、「LCV海外展開事業の基盤を強化する」、「生産台数と売上を積極的に拡大する」の4つを柱とした、グローバル競争力の強化に取り組んでおります。

これまでの取り組みで、2010年に稼働を開始した日産車体九州は2年連続で年間を通じフル稼働を継続し、なおかつ安定した品質基盤を確立しました。また、湘南地区は、生産体制の再構築、本社機能の移転を完了し、再編による集約効果を最大限に活かした更なる競争力強化に取り組んでおります。

今後は、日産車体九州と湘南工場のそれぞれの特長を活かしながら、2016年度の中期経営計画最終年度に向けて、事業基盤を更に盤石なものとしてまいります。

モノづくりがグローバルに広がる環境の中で、当社は今後も、当社の強みである開発から生産までの一貫したモノづくり体制と、日産車体九州及び湘南工場の特長ある生産体制に更に磨きをかけながら、また、新たにダイバーシティへの取り組みを強化し、お客様、株主様、取引先様、地域社会の皆様、そして従業員を含むすべてのステークホルダーの皆様からの信頼を高められるよう、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期別 項目	第89期 (平成24年3月期)	第90期 (平成25年3月期)	第91期 (平成26年3月期)	第92期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	454,755	464,871	474,239	475,367
経常利益(百万円)	10,891	9,434	10,020	11,084
当期純利益(百万円)	6,402	3,487	6,701	15,639
1株当たり当期純利益(円)	41.18	22.97	45.30	105.72
総資産(百万円)	250,256	239,782	260,368	264,484
純資産(百万円)	152,785	149,132	151,044	167,302
1株当たり純資産額(円)	995.24	1,008.09	1,021.05	1,130.95

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社である日産自動車株式会社は、当社の発行済株式総数のうち**67,726**千株（議決権比率**45.8%**）を所有しており、当社の売上高の**99.4%**は同社に対するものであります。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
日産車体九州（株）	10	100	自動車の製造
日産車体マニュファクチャリング（株）	432	100	自動車部品のプレス加工・組立、樹脂製品の成形・組立
日産車体エンジニアリング（株）	40	100	機械設備等の保全・整備、各種設備工事、物流業務
（株）オートワークス京都	480	100	自動車の製造
日産車体コンピュータサービス（株）	100	100	システム開発・プログラム開発業務
（株）プロスタッフ	90	100	人材派遣

（注）議決権比率には間接所有を含めております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車及びその部分品の製造・販売を主な事業内容とし、これらに関連するサービス等の事業活動を展開しております。

主な製品は次のとおりであります。

品目	製品名
乗用車	エルブランド、クレスト、ウイングロード、インフィニティQX80、パトロール（Y62）、パトロール（Y61）、セドリック、NV200バネット、NV350キャラバン
商用車	AD、ADエキスパート、NV200バネット、NV350キャラバン、パトロールピックアップ、アトラスF24
小型バス	NV350キャラバン、シビリアン
自動車部分品等	自動車用各種部分品等

(8) 主要な営業所及び工場

①当社

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 平 塚 市
九 州 分 室	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町
開 発 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
秦 野 事 業 所	神 奈 川 県 秦 野 市
栃 木 分 室	栃 木 県 河 内 郡 上 三 川 町
生 産 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
湘 南 工 場	神 奈 川 県 平 塚 市
生 産 統 括 部 品質統括グループ	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町
九 州 品 質 保 証 課	
京 都 分 室	京 都 府 宇 治 市

②子会社

日 産 車 体 九 州 (株)	本社及び工場：福岡県京都郡苅田町
日産車体マニファクチュアリング(株)	本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、神奈川県秦野市
日産車体エンジニアリング(株)	本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町
(株) オートワークス京都	本社：京都府宇治市 工場：京都府宇治市、神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,035名	120名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,942名	35名減

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 157,239,691株 (自己株式9,309,061株を含む。)
 (3) 当事業年度末の株主数 13,137名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日 産 自 動 車 株 式 会 社	67,726	45.8
ロイヤルバンク オブ カナダ トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド	29,082	19.7
オーエム02ステートストリート808424クライアントオムニバス	20,093	13.6
日 産 車 体 取 引 先 持 株 会	2,736	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,745	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,262	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	982	0.7
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운 ト ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー-エイシー	921	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	914	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	909	0.6

(注) 当社は、自己株式9,309,061株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
※ 取締役社長	渡 辺 義 章	内部監査室担当	日産車体九州(株)取締役社長
取 締 役	大 谷 秀 一	管理部門統括、IT推進部担当	日産車体コンピュータサービス(株)取締役社長
取 締 役	水 沼 正 史	生産部門統括、 安全環境部・生産統括部・湘南工場担当	
取 締 役	崎 田 有 三	開発部門統括、 プロジェクト技術統括部・車体開発部・特装開発部・実験部担当、商品保証本部長委嘱	
取 締 役	浜 地 利 勝	経営管理部・経理部・原価管理部・ 特装業務推進部担当	日産車体マニファクチュアリング(株)取締役 (株)オートワークス京都監査役
取 締 役	大 木 芳 幸		神奈川中央交通(株)常務取締役経営企画部長 (株)神奈中アカウンティングサービス取締役社長
監 査 役	蛸 島 眞 夫	常勤	ジヤトコ(株)社外監査役
監 査 役	三 武 良 光	常勤	日産車体九州(株)社外監査役
監 査 役	湧 井 敏 雄		一般社団法人神奈川経済同友会専務理事 (株)有隣堂社外監査役
監 査 役	大 塚 政 彦		日産工機(株)社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 取締役大木芳幸氏は社外取締役であります。
 3. 監査役湧井敏雄氏及び大塚政彦氏は社外監査役であります。
 4. 取締役大木芳幸氏及び監査役湧井敏雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 当社は、神奈川中央交通株式会社及び株式会社神奈中アカウンティングサービスとの間には資本関係及び取引関係はありません。
 6. 当社は、株式会社有隣堂との間には資本関係及び取引関係はありません。
 7. 日産工機株式会社は、当社の親会社である日産自動車株式会社の子会社であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	6名	129,849千円	取締役の報酬限度額は月額30,000千円（昭和57年6月30日決議）であります。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
監 査 役	4名	35,743千円	監査役の報酬限度額は月額5,000千円（昭和57年6月30日決議）であります。
計	10名	165,592千円	

- (注) 1. 当期末現在の取締役は6名、監査役は4名であります。
2. 社外取締役1名及び社外監査役2名に当期支払った報酬は22,126千円であります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記のほか社外役員が当社の親会社又は親会社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額は6,000千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

「(1) 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主な発言状況	出席状況	
			取締役会	監査役会
取 締 役	大 木 芳 幸	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100%	—
監 査 役	湧 井 敏 雄	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100%	100%
監 査 役	大 塚 政 彦	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100%	100%

③責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を限度としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務を、新日本有限責任監査法人に委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、そのほか独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令を遵守すること及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の周知・徹底を図るとともに、行動規範遵守に関する誓約書を交わす。さらに、当社グループ会社においても、当社の行動規範の下に、それぞれの当社グループ会社で適用される個別の行動規範を策定し、同様に周知・徹底を図る。

また、内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行う。

コンプライアンス（法令等の遵守）上の問題については、当社及び当社グループ会社の使用人が直接かつ容易に意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、社内外の窓口情報提供できる内部通報制度を導入し、問題の早期発見と是正を行う。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに当社の「コンプライアンス委員会」もしくは当社グループ会社の「コンプライアンス委員会」において速やかに対策を審議し実行に移す。なお、「コンプライアンス委員会」の活動は、毎月執行役員会議に報告する。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨む。当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとる。また、そのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。

さらに、当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ会社の株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決議書その他の決定書面については、当社及び当社グループ会社ごとに法令及び社内規程に従い保存し管理する。取締役及び監査役あるいは業務上の必要がある使用人は、これらの書面を閲覧することができる。

また、当社及び当社グループ会社は「情報セキュリティ・ポリシー」を定め、当社及び当社グループ会社の情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、当社及び当社グループ会社ごとに「情報セキュリティ委員会」を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社は、事業の継続を阻害する事項や、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクをいち早く察知し、評価して必要な対策を検討・実行することにより、発生の未然防止に努めるとともに、万一発生した場合の被害の最小化や再発防止に努める。

当社及び当社グループ会社のリスクマネジメントについては、当社取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、具体的対策を講じるとともに、その進捗を継続的に管理する。

リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・品質・安全等については、「環境委員会」・「品質委員会」・「安全会議」等の専門委員会や会議を定期的に行い、併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育等を通じて周知・徹底に取り組み、発生の未然防止、万一発生した場合の被害の最小化及び再発防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令に基づく会社の機関として取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

意思決定の迅速化・効率化を図るため、取締役会の構成をスリムなものとし、業務執行については執行役員制度をしいて、明確な形で執行役員及び使用人に権限委譲する。

また、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議する。

業務分掌を定めることにより各部の役割と責任を明確にするとともに、職務権限基準を策定して意思決定を行う権限を有する者と意思決定プロセスを明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。また、当社グループ会社においても、明確で透明性の高い業務分掌及び職務権限基準を策定する。常に迅速で効果的な意思決定が確保されるよう、それらの業務分掌及び職務権限基準は、当社及び当社グループ各社で定期的に必要の見直しを行う。

また、当社は、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、当社及び当社グループ会社と共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社及び当社グループ会社との間で、それぞれ定期的に会議体を開催し、当社の経営方針や情報の共有化を図る。また、当社の各機能部署は、当社グループ会社の対応する機能部署との連携を強化し、整合性のとれた効率的なグループとしての業務運営を行う。

2) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載する取組み等を行う。なお、当社の行動規範は、親会社の行動規範に準拠し、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図る。加えて、親会社に対して直接情報提供できる内部通報制度を設ける。

また、必要に応じて当社の取締役又は使用人が、当社グループ会社の取締役又は監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定期的に監視監督する。

さらに、当社の監査役は、連結経営の観点から、当社グループ全体の監査が実効的に行えるよう定期的に「関係会社監査役連絡会」を開催し、情報及び意見の交換を行う。

3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ会社の損失の危険を管理するため「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載する取組み等を行う。

4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、上記1) ないし3) に記載する複数のルートを通じて、当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告を求め、その把握に努める。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役による監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に行うことができるよう、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下にその職務を遂行する。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任免、人事評価、異動及び懲戒処分等については、予め監査役会の同意を要するものとする。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼした事項、又はそのおそれのある事項、行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれがある行為、及びこれらに準じる事項を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告する。当社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

また、当社の監査役は、年度業務監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の重要な意思決定及び業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な業務ヒアリングの際に職務の遂行状況や検討課題の報告を受ける。また、内部監査室は監査計画や監査結果を当社の監査役に定期的に報告する。

- 2) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社監査役に報告すべき事項が発生した場合、速やかに、当社の取締役及び使用人に報告を行い、報告を受けた当社の取締役及び使用人は、当該事項について、当社の監査役に対して報告を行う。

また、当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況その他について報告を求められた場合、迅速に対応する。

- 3) 上記1) ないし2) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行うものとする。

- (8) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年度、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の監査役のうち半数以上を社外監査役とし、定期的開催する監査役会及び「監査役連絡会」において監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行う。監査役と取締役社長は、定期的な会合を設け、経営状況や会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクなどについて幅広く情報・意見交換を行う。監査役は、監査法人から定期的に監査報告を受ける。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	264,484	(負債の部)	97,182
流動資産	200,504	流動負債	84,737
現金及び預金	563	支払手形及び買掛金	53,500
受取手形及び売掛金	70,734	電子記録債務	7,774
仕掛品	4,768	リース債務	2,602
原材料及び貯蔵品	2,154	未払金	656
未収入金	2,227	未払費用	9,402
預け金	117,796	未払法人税等	3,196
繰延税金資産	2,163	預り金	218
その他	95	従業員預り金	3,844
固定資産	63,980	製品保証引当金	171
有形固定資産	60,033	その他	3,371
建物及び構築物	12,248	固定負債	12,445
機械装置及び運搬具	21,155	リース債務	960
工具、器具及び備品	9,873	製品保証引当金	264
土地	15,684	退職給付に係る負債	8,466
建設仮勘定	1,071	資産除去債務	1,260
無形固定資産	909	その他	1,493
投資その他の資産	3,038	(純資産の部)	167,302
投資有価証券	324	株主資本	168,809
長期前払費用	3	資本金	7,904
繰延税金資産	2,257	資本剰余金	8,517
その他	453	利益剰余金	160,748
		自己株式	△8,361
		その他の包括利益累計額	△1,507
		退職給付に係る調整累計額	△1,507
資産合計	264,484	負債及び純資産合計	264,484

連結損益計算書 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売上高	475,367
売上原価	458,136
売上総利益	17,231
販売費及び一般管理費	6,897
営業利益	10,333
営業外収益	
受取利息及び配当金	392
撤去費用等戻入額	1,125
その他の	277
計	1,794
営業外費用	
支払利息	49
退職給付会計基準変更時差異の処理額	748
その他の	246
計	1,043
経常利益	11,084
特別利益	
固定資産売却益	15,294
その他の	16
計	15,311
特別損失	
固定資産売却損	828
固定資産除却損	244
部品金型補償損	446
工場再編費用	220
計	1,739
税金等調整前当期純利益	24,656
法人税、住民税及び事業税	4,080
法人税等調整額	4,936
法人税等合計	9,016
少数株主損益調整前当期純利益	15,639
当期純利益	15,639

連結株主資本等変動計算書 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,904	8,517	146,434	△8,361	154,495
会計方針の変更による 累積的影響額			6		6
会計方針の変更を 反映した当期首残高	7,904	8,517	146,440	△8,361	154,501
当期変動額					
剰余金の配当			△1,331		△1,331
当期純利益			15,639		15,639
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	14,307	△0	14,307
当期末残高	7,904	8,517	160,748	△8,361	168,809

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	△3,450	151,044
会計方針の変更による 累積的影響額		6
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△3,450	151,051
当期変動額		
剰余金の配当		△1,331
当期純利益		15,639
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,943	1,943
当期変動額合計	1,943	16,250
当期末残高	△1,507	167,302

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社

6社

日産車体九州(株)、日産車体マニュファクチャリング(株)、日産車体エンジニアリング(株)、(株)オートワークス京都、日産車体コンピュータサービス(株)、(株)プロスタッフ

(2) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

・ たな卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

・ リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・ 長期前払費用

均等償却によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

・ 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

④退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理している。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用している。

(3)会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が15百万円減少し、利益剰余金が6百万円増加している。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ79百万円減少している。

(4)表示方法の変更

(連結損益計算書)

特別損失の「固定資産売却損」と「工場再編費用」は前連結会計年度まで「その他」に含めて表示していたが、金額的重要性が増したため当連結会計年度よりそれぞれ区分して表示することとした。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1)有形固定資産の減価償却累計額 228,179百万円
- (2)保証債務
従業員住宅購入資金借入に対する保証 2,952百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1)当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 157,239千株
- (2)剰余金の配当に関する事項
①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	665	4.50	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月4日 取締役会	普通株式	665	4.50	平成26年9月30日	平成26年12月1日
計	—	1,331	—	—	—

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
平成27年6月25日開催予定の第92回定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

- ・配当金の総額 665百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 4.50円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

4. 金融商品に関する注記

- (1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、運転資金及び設備投資資金については、内部資金を充当し、外部からの資金調達は行っていない。

受取手形及び売掛金については、取引先から財務情報を入手し、取引先の信用リスクに備えている。また、預け金については一時的な余剰資金運用目的のための日産系ファイナンス会社に対する資金の寄託である。投資有価証券については非上場株式である。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一年以内の支払期日である。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にサプライヤーへの型費未払残高である。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	連結貸借対照表計上額（*） （百万円）	時価（*）（百万円）	差額（百万円）
① 現金及び預金	563	563	－
② 受取手形及び売掛金	70,734	70,734	－
③ 預け金	117,796	117,796	－
④ 支払手形及び買掛金	(53,500)	(53,500)	－
⑤ 電子記録債務	(7,774)	(7,774)	－
⑥ リース債務	(3,563)	(3,544)	(18)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③預け金、並びに④支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑥リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額324百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記に含めていない。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	1,130円95銭
(2)1株当たり当期純利益	105円72銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

7. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	289,029	(負債の部)	127,352
流動資産	228,955	流動負債	118,868
現金及び預金	19	支払手形	243
受取手形	1	電子記録債務	7,774
売掛金	68,263	買掛金	86,382
仕掛品	4,081	関係会社短期借入金	4,870
原材料及び貯蔵品	539	リース債務	2,614
関係会社短期貸付金	50	未払金	1,001
未収入金	36,673	未払費用	6,381
預け金	117,796	未払法人税等	3,129
繰延税金資産	1,465	預り金	120
その他の	65	従業員預り金	3,844
固定資産	60,073	製品保証引当金	53
有形固定資産	56,239	その他の	2,453
建物	10,016	固定負債	8,483
構築物	1,243	リース債務	950
機械及び装置	20,084	製品保証引当金	88
車両運搬具	184	退職給付引当金	5,767
工具、器具及び備品	9,501	資産除去債務	1,074
土地	14,164	その他の	601
建設仮勘定	1,045		
無形固定資産	868	(純資産の部)	161,677
ソフトウェア	852	株主資本	161,677
その他の	15	資本金	7,904
投資その他の資産	2,965	資本剰余金	8,517
投資有価証券	323	資本準備金	8,317
関係会社株式	1,282	その他資本剰余金	200
繰延税金資産	1,031	利益剰余金	153,616
その他の	328	利益準備金	1,976
		その他利益剰余金	151,640
		買換資産圧縮積立金	3,380
		別途積立金	22,848
		繰越利益剰余金	125,411
		自己株式	△8,361
資産合計	289,029	負債及び純資産合計	289,029

損益計算書 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	463,750
売 上 原 価	449,799
売 上 総 利 益	13,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,476
営 業 利 益	8,474
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	340
固 定 資 産 賃 貸 料	556
撤 去 費 用 等 戻 入 額	1,125
そ の 他	42
計	2,064
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	62
固 定 資 産 賃 貸 費 用	360
退職給付会計基準変更時差異の処理額	704
そ の 他	85
計	1,212
経 常 利 益	9,327
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	15,261
計	15,261
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	827
固 定 資 産 除 却 損	125
部 品 金 型 補 償 損	446
計	1,399
税 引 前 当 期 純 利 益	23,190
法人税、住民税及び事業税	3,936
法 人 税 等 調 整 額	4,263
法 人 税 等 合 計	8,200
当 期 純 利 益	14,990

株主資本等変動計算書 (自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 買換資産圧縮積立金
当期首残高	7,904	8,317	200	1,976	3,377
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を 反映した当期首残高	7,904	8,317	200	1,976	3,377
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の積立					232
買換資産圧縮積立金の取崩					△386
実効税率変更に伴う 買換資産圧縮積立金の増加					157
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
当期変動額合計	－	－	－	－	3
当期末残高	7,904	8,317	200	1,976	3,380

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金				
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	22,848	111,706	△8,361	147,969	147,969
会計方針の変更による 累積的影響額		49		49	49
会計方針の変更を 反映した当期首残高	22,848	111,756	△8,361	148,018	148,018
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の積立		△232		－	－
買換資産圧縮積立金の取崩		386		－	－
実効税率変更に伴う 買換資産圧縮積立金の増加		△157		－	－
剰余金の配当		△1,331		△1,331	△1,331
当期純利益		14,990		14,990	14,990
自己株式の取得			△0	△0	△0
当期変動額合計	－	13,655	△0	13,658	13,658
当期末残高	22,848	125,411	△8,361	161,677	161,677

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理している。

(4)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(5)連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用している。

2. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が77百万円減少し、利益剰余金が49百万円増加している。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ70百万円減少している。

3. 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度末まで区分掲記していた無形固定資産の「借地権」と「施設利用権」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」として表示、投資その他の資産の「長期前払費用」も同様に「その他」と合算して表示することとした。

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「固定資産賃貸料」は「その他」に含めて表示していたが、金額的重要性が増したため当事業年度より区分して表示することとした。また、営業外費用の「固定資産賃貸費用」は「その他」に含めて表示していたが、同様に当事業年度より区分して表示することとした。更に、特別損失の「固定資産売却損」は「その他」に含めて表示していたが、同様に当事業年度より区分して表示することとした。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	190,619百万円
(2)保証債務	
従業員の住宅購入資金借入に対する保証	2,952百万円
(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	102,996百万円
長期金銭債権	273百万円
短期金銭債務	56,091百万円
長期金銭債務	4百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高	
売上高	460,841百万円
仕入高	525,453百万円
営業取引以外の取引高	1,132百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	9,309千株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	641百万円
未払賞与に係る社会保険料	96
未払事業税	24
製品保証費用	525
有価証券評価損	304
減価償却超過額	254
退職給付引当金	1,860
資産除去債務	349
その他	455
繰延税金資産小計	4,511
評価性引当額	△409
繰延税金資産合計	4,102
(繰延税金負債)	
買換資産圧縮積立金	△1,605
その他	△0
繰延税金負債合計	△1,606
繰延税金資産の純額	2,496

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		
						役員の兼任等	事業上の関係	
親会社	日産自動車株式会社	神奈川県 横浜市神奈川区	百万円 605,813	自動車の製造・ 販売等	% 被所有 直接 45.8 間接 0.0	人 転籍 5	エンジン等部分品の有償支給を受け、 自動車として同社に販売	
		取引内容				取引金額	科目	期末残高
		営業取引	自動車の販売等 部分品の受給等	百万円 460,826	売掛金	68,080		
		営業外取引	固定資産の売却 固定資産の購入	181,464 104 31	買掛金 — —	18,479 — —		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①自動車の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②部分品の受給については、原則として日産自動車(株)の原価により算定した価格により、交渉の上決定している。
- ③固定資産の購入については、一般的取引条件と同様に決定している。
- ④取引金額については消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。

(2)子会社

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容			
						役員の兼任等	事業上の関係		
子 会 社	日産車体九州株式会社	福岡県京都郡	百万円 10	自動車の 車体製造	% 所有 直接 100.0	兼任 5	部分品を有償支給し、車体として仕入		
			取引内容		取引金額	科目		期末残高	
			営業取引		部分品の支給等 部分品の仕入	百万円 289,224 305,830		未収入金 買掛金	百万円 30,852 32,645
			営業外取引		グループファイナンスによる資金の貸付	180		短期貸付金	50
	日産車体マニファクチャリング株式会社	神奈川県平塚市	百万円 432	自動車部品の 製造・販売等	% 所有 直接 56.1 間接 43.9	兼任 4 転籍 2	部分品の支給 部分品の仕入		
			取引内容		取引金額	科目		期末残高	
			営業取引		部分品の支給等 部分品の仕入	百万円 12,337 20,848		未収入金 買掛金	百万円 1,196 1,960
			営業外取引		グループファイナンスによる資金の借入	330		短期借入金	630
	株式会社オートワークス京都	京都府宇治市	百万円 480	自動車の 車体製造	% 所有 直接 100.0	兼任 2 転籍 5	部分品を有償支給し、車体として仕入		
			取引内容		取引金額	科目		期末残高	
			営業取引		部分品の支給等 部分品の仕入	百万円 17,140 21,417		未収入金 買掛金	百万円 1,023 1,343
			営業外取引		グループファイナンスによる資金の借入	120		短期借入金	1,540

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①部分品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ③取引金額については消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。
- ④グループファイナンスによる資金の貸付・借入については、前当期の増減額を記載している。

(3)兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容			
						役員の兼任等	事業上の関係		
親会社	カルニツクカンセイ株式会社	埼玉県 さいたま市北区	百万円 41,456	自動車部品の 製造・販売	-	%	-	人	部分品の仕入先
		部分品の仕入		百万円 38,051	買掛金	百万円 7,496			
子会社	日産グループファイナンス株式会社	神奈川県 横浜市西区	百万円 90	金融業	-	%	-	人	当社グループ資金の運用先
		資金運用 受取利息		百万円 31,098	預け金 未収入金	百万円 117,796			
				319		31			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①部分品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②資金運用については、日産グループファイナンス(株)から提示された条件（利率等）について、一般の短期資金の市場金利を勘案して検討し、決定している。
- ③取引金額については消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。
- ④資金運用については、前当期の増減額を記載している。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	1,092円93銭
(2)1株当たり当期純利益	101円33銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

11. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

日産車体株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 健 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 昌 之 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産車体株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産車体株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

日産車体株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 昌 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産車体株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

日産車体株式会社 監査役会

常勤監査役	蛸島 眞夫 ㊟
常勤監査役	三武 良光 ㊟
監査役 (社外監査役)	湧井 敏雄 ㊟
監査役 (社外監査役)	大塚 政彦 ㊟

以上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
配当金の基準日	毎年3月31日 なお中間配当を実施するときの基準日は9月30日
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会の基準日	毎年3月31日
株主名簿管理人 (特別口座の口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

(お知らせ)

住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため、特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

但し、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。

* 確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。

商 号 日産車体株式会社
英文社名 NISSAN SHATAI CO., LTD.



主要製品の紹介

NV200
VANETTE



ELGRAND



AD



NV350
CARAVAN



PATROL PICKUP



PATROL



CIVILIAN



Infiniti QX80



ATLAS



QUEST



会場ご案内図

会場

神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館

交通機関のご案内

JR東海道本線「平塚駅」東口改札下車
北口バスターミナル⑨番乗り場より
神奈中バス 07系統・09系統
「平塚駅北口行循環」で約5分
「工業団地入口」下車徒歩約1分

平塚駅北口バスターミナル拡大図



工場見学のご案内

総会終了後、引き続き当社湘南工場の見学会を開催いたしますのでご参加賜りますようお願い申し上げます。
なお、見学会は2時間を予定しております。

